

## OECD諸国における所得分配(IV)

[INCOME DISTRIBUTION IN OECD COUNTRIES]

訳 三井速雄

社会保険大学校長

(前農業者年金基金業務第一部長)

### 序論 (No. 55号掲載)

### 第1章 方法論上の諸問題 (No. 55号掲載)

用語の定義

不平等度の比較

データの基礎資料について

### 第2章 計測結果 (No. 57号掲載)

留意事項

基本結果

### 第3章 所得の十分位階級分布の一般的質 (No. 58号掲載)

世帯構成

所得の種類

社会的トラスファーの所得分配に与  
える影響

### 第4章 他の諸国のデータ (No. 58号掲載)

### 第5章 所得分配の変動の傾向 (No. 59号掲載)

付録

I 資料について

II 所得分配データと国民経済計算  
の整合性について

III 若干の国についての、課税前と  
課税後の所得分配の比較について

IV 本論文で使用した補間法につ  
いて

### 第5章 所得分配の変動の傾向

最後に、本章で、1950年代と1960  
年代のデータが得られる諸国の所得分配の  
トレンドについて簡単な検討を行う。

ここでは多くの場合、第2章で用いたも  
のよりも劣っていると思われるデータに頼  
らざるを得なかつたが、もっと確実なデータ  
があったとしても傾向としては変わりが  
ないものと考えてデータを使用した。した  
がって、どの国の場合にも、各国相互間の  
比較ができるようなものでなく、さらに当

該国内の時系列傾向も観察する場合にも、  
景気変動の影響などからみて、信頼性は低  
下していると考えざるを得ない。

しかしながら、余りにも信頼性が低くな  
らないようにするため、時系列が不連続で  
あることが判っている場合には、その旨を  
指摘しており、また租税統計しか資料がな  
い国は除くこととした。

この期間の所得分配の傾向を概括的にい  
うと、1950年代はいずれも分配が平等  
化の方向へ向っており、1960年代と  
1970年代初期は、フランス、イタリア、

## 翻 訳

日本、オランダなどにおいても、ある程度まで同様の傾向が続いていた。しかしこの時期の西ドイツははっきり判断できる傾向は認められないし、イギリスでは、データによって回答が異なってくるような状況であり、またアメリカでは、むしろ限界的変化として不平等化に向っていると見られるのである。これらのこと考慮に入れて一般化すると、この時期における傾向は、分配の上位ランクの所得のシェアが減少したのは事実であるが、それが貨幣所得から非貨幣所得への移行しただけのことにすぎないのかどうかの判断は、未解決のままなのである。

この時期の所得分配の傾向を理解するに当たって、この時期に生じた各国の経済的又は人口学的な変化を十分考慮に入れなければならない。

すなわち、人口の高齢化及び世帯人員数が小さくなりつつあること（特に各世代ごとに分離した世帯が増加していること。）は、経済的福祉の分配には何らの変化もないのに、外見上分配の不平等化が進んでいるように見えるのである。また各国において農業と自営業のウェイトが低下しつつあることは、所得分配の平等化に貢献しているのである。農業の場合にあっては、農業という相対的には貧しいセクターのウェイトが低下することであり、中でも極めて貧しい農業労働者を消滅させてしまうことで、平等化を進める効果がある。自営業の場合にはこのセクターの内部での不平等が著しいことから、このセクターの減少は、平等化を前進させることになる。

ここでは、所得分配の時間的变化や、不平等の程度の変化の原因についての、既存のぼう大な文献を、説明するつもりはない。本章では、戦後の時期における各国の所得分配の十分位階級分布の変化について述べ、併せてその不平等度尺度の検討を行う。また、所得分配に対する人口構成上の変化や、社会的な変化の影響についても、一部で言及している。<sup>49)</sup>

### 〔カナダ〕

不平等度尺度が、すべて1951年から1965年までの期間について、分配の不平等度の減少を示し、1965年から1972年までの期間については、不平等度の増加を示している。

### 1951年から1970年に至る 課税前所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1951	1.4	3.3	4.5	7.4	7.9	9.9	10.3	12.5	15.5	27.4
1959	1.2	3.4	5.2	7.0	7.9	10.1	11.0	12.8	16.4	24.9
1965	1.5	3.3	5.2	6.7	8.3	9.8	11.3	14.0	15.1	24.9
1965	1.6	3.1	5.0	6.7	8.2	9.7	11.2	13.2	16.0	25.3
1972	1.0	2.8	4.4	6.2	8.0	9.8	11.5	13.5	16.4	26.5

注記：この資料の数値（Statistics Canada, Income

Distribution by Size）は、第2章で用いたものより、若干信頼性において不十分である。

1965年までの資料は、非農業人口のみ。

### 〔フランス〕

フランスでは1956年から1970年までの期間は、一般的に不平等度が低下する傾向があった。この時期にAVTS（無拠出制老齢年金）の最低年金の意義が次第に減少し、拠出制年金の成熟化とともに、

より多くの高齢者が、最低年金より高額の年金を受けるようになった。<sup>50)</sup>

ここで最低年金についてデータを補正したため、ここに掲げられた表の1970年の数値を表3の1970年の数値と比較すると、最下位のランクのシェアが著しく大きくなっている。もっと古い年次では、施さなければならぬ補正がもっと大きくなるのであろうが、そのために生じる低位ランクの所得のシェアの増大は、少なくとも一部は、所得の定義如何による問題であるとすることもできる。

#### 1956年から1970年における 課税前所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1956	← 3.0	→ 3.9	6.9	8.2	10.3	12.8	18.8	36.2		
1962	0.9	1.1	3.0	4.5	6.9	7.5	10.8	12.0	17.3	36.1
1965	1.1	2.5	3.4	5.5	6.6	8.4	9.7	12.3	16.5	34.0
1970	1.1	2.7	4.3	5.7	6.9	8.2	11.1	12.5	18.3	29.3

注記：このデータは第2章のものと同じである。しかしながら1970年の統計では、それ以前の児童手当と最低年金に関する補正が不完全にしかできていない。そのため、最下位ランクのシェアが表3では1.5%になっているのに、本表では、1.1%しかなっていない。

一方、不平等度尺度でみると、全尺度とも不平等度が低下しているが、これは農業部門のウエイトが、相対的に低下したためであると推測される。原資料では、各セクターごとのジニ係数が計算されているが、これを再掲したものが、次の表である。これによれば、各セクターの内訳では時間の経過にも拘らず、ジニ係数の値は、ほとんど変化していないことがわかるが、同時に各セクターの相互のウエイトは変化してい

るのである。

#### 1962年から1972年における 各職業分類ごとのジニ係数

職業分類	1962	1965	1970
自営農業者	0.57	0.53	0.53
農業労働者	0.37	0.35	0.31
自由業	0.47	0.47	0.47
高級管理職	0.36	0.34	0.28
中間管理職	0.32	0.29	0.27
その他の事務労働者	0.32	0.30	0.31
肉体労働者	0.29	0.29	0.28
無業	0.52	0.52	0.47
計	0.51	0.47	0.44

#### [西ドイツ]

不平等度尺度の全期間の大勢としては、不平等度が低下している。そのうち、1950年から1960年にかけては、不平等度が低下しているが、1960年から1973年にかけては、不平等度はわずかに上昇している。

西ドイツの所得分配の大きな変化は、最下位のランクにおけるシェアの3分の1にも及ぶ増大と、中間のランクにおける若干のシェアの減少であるということができる。

西ドイツではこれと別に、不平等度の増大と減少を相殺するような効果を持った変化がある。世帯主の社会階級に着目した場合、その比率が次のように変化していることがそれである。

#### 世帯の比率(%)

	1950	1973
自営業その他	18.5	10.1
事務労働者	18.9	25.5
労働者	34.7	30.4
退職者	27.9	34.0

## 翻 訳

また各職業分類ごとの1950年と1970年の不平等度を、ジニ係数で計測したものが次表であるが、これで見ると、自営業者人口の全人口に占める比率が低下するに従って、自営業者の内部での不平等度が低下し、かつその平均所得が他のセクターと比べて、相対的に上昇してきている。これらの職業分類の各職業の重要度の相対的な変化を計測してみるために、1953年の各職業の占める比率を用いて1970年の分配の状況を推計してみると、十分位階級の最下位ランクのシェアは2.6%だけ大きくなっているが、最上位のランクのシェアも31.1%に上昇することとなるが、その他のランクの変化は極めて少ない。

### 1950年から1973年における課税後所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1950	2.1	3.4	4.7	6.0	7.3	8.7	10.3	12.5	15.8	29.3
1960	2.5	3.5	4.7	6.0	7.3	8.8	10.5	12.6	15.8	28.1
1970	2.5	3.4	4.6	5.8	7.1	8.5	10.2	12.3	16.3	29.3
1973	2.8	3.7	4.6	5.7	6.8	8.2	9.8	12.1	15.8	30.3

注記：本表の数値は、第2章の表3、表4と比較可能である。

### 1950年から1973年までの各職業分類ごとのジニ係数

	ジニ係数		平均所得 (マルク/月額)	
	1950	1973	1950	1973
自 営 業	0.376	0.258	186	1429
事 務 労 働 者	0.343	0.332	143	730
労 働 者	0.307	0.280	119	651
退 職 者	0.409	0.331	67	286

### [イタリア]

イタリアでは不平等度尺度で見て、1967年から1972年までの期間、不平等度が低下していることがわかる。

### 1967年から1972年における課税後所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1967	1.6	3.2	4.8	6.2	7.6	8.8	9.9	12.0	15.5	30.5
1969	1.8	3.6	4.9	6.1	7.2	8.5	10.0	12.0	15.6	30.2
1972	1.8	3.4	4.8	6.3	7.5	8.8	10.4	12.4	16.0	28.4

注記：本表の数値は、第2章のものと同じである。しかし、表4の1969年の数値に施されているような、除外されている金融資金からの所得分の補正を、全年次に沿って行うことはできなかった。

### [日 本]

日本では、「貯蓄動向調査」(Family Saving Survey)は、2人以上の非農家世帯しかカバーしていない。しかし1人世帯を除外していることを除けば、この資料の所得と世帯の概念やカバレッジは、第2章のものと同じである。この資料によって、1962年と1972年について計算した数値を次に掲げるが、これによれば、分配が平等化の方向を向いており、最下位ランクの所得シェアの上昇と、最高位ランクのシェアの低下が読みとれるのである。

### 1962年から1972年における課税前所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1962	3.0	4.8	5.8	7.0	7.9	9.0	10.4	12.1	14.7	25.5
1972	3.5	5.2	6.3	7.2	8.2	9.2	10.3	11.9	15.0	23.2

注記：本表の数値は第2章のものとは違って、貯蓄動向調査からとられている。ここでは1人世帯は除外されている。

## 〔オランダ〕

オランダでは第2章で用いた資料を1952年までさかのぼることができるので、このうち所得分配の状況がよく解る1954年、1959年と1967年のデータを次に掲げる。十分位階級の最下位のランクのシェアは、この2つに分けられた期間のうちに、1954年の1.74%から1967年の2.55%まで、約1.5倍に増大しており、最上位のランクのシェアは、逆に低下している。全期間を通じて、下位5ランクと第8番目のランクのシェアは増大し、残りの4ランクのうち最上位の2ランクのシェアは減少している。

オランダの中央計画局(Central Planning Bureau)がタイル尺度を使用して、各職業分類相互間と各職業分類の内部での所得分配の不平等度の変化を分析しているが、その結果を、いくつかの年次を選んで掲げると、次のようにになっている。

タイル尺度が測定した不平等度が、低下しているのは、それぞれの要因のウエイトの大きさまではこの表からは解らないが、主として年金受給者と無業者の不平等度の低下の結果なのである。

1954年から1967年における  
課税後所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1954	1.7	3.3	4.8	6.1	7.5	9.3	10.3	12.0	15.1	29.9
1959	2.3	3.2	4.8	6.4	7.8	9.2	10.5	12.2	15.0	28.8
1967	2.6	3.9	5.2	6.4	7.6	8.8	10.3	12.4	15.2	27.7

注記：本表の数値は、第2章のものと比較可能である。

1954年から1967年における  
職業分類ごとのタイル係数

	全集団	賃 俸	金 給	自営業	年金受給者 と無職者
1954	0.319	0.219	0.397	0.347	
1959	0.296	0.210	0.368	0.248	
1967	0.262	0.194	0.373	0.192	

注記：中央計画局では、自然対数を用いたが、本表では、常用対数を用いている。

## 〔イギリス〕

第2章で用いた2つの資料は、1つは1949年から始まっている“Blue Book”(国民所得支出調査)シリーズであり、もう1つは1957年から始まった家計支出調査(FES)である。前者は途中で税法改正があったため、連続性において若干欠ける所があると云われている。<sup>51)</sup>

両資料の差について特に指摘しなければならないのは、1969年以降両資料が異なったトレンドを示していることだ。FES資料では下位5ランクのシェアが低下し、上位の5ランクのシェアが、増加するという不平等度増大のトレンドを示しており、しかもこれはここに掲げた表で、たまたまそのような数値の年次を選んだという理由からではなく、毎年ごとの傾向からうかがえるのである。他方Blue Bookからの推計では、下位のランクでシェアの増減が入りまじっているとはいえる(特に下位第2番目のランクは下っている)，全体としては平等化へ向っていることを示している。

## 翻 訳

1963年から1973年までの  
課税前所得の分配  
(家計支出調査による)

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1963	2.2	4.0	5.6	7.0	8.1	9.5	10.8	12.5	15.1	25.3
1967	2.4	4.1	5.9	7.2	8.4	9.6	10.9	12.7	15.2	23.7
1973	2.1	3.3	5.1	6.9	8.3	9.8	11.2	13.0	15.6	24.7

1949年から1972-1973年  
における課税前所得の分配  
(Blue Book のデータによる)

年	十 分 位 階 級										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1949	←	23.7	→	8.2	9.6	11.2	14.1	33.2			
1959	←	10.3	→	5.3	7.4	8.9	10.5	12.4	15.1	30.1	
1967	2.7	3.4	4.8	6.0	7.7	9.1	11.1	12.6	15.2	28.0	
1972 -73	←	5.8	→	4.8	5.9	7.6	9.2	11.0	13.1	15.8	26.9

1949年から1972, 1973年  
における課税後所得の分配  
(Blue Book のデータによる)

年	十 分 位 階 級										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1949	←	26.5	→	9.5	10.5	11.9	14.5	27.1			
1959	←	6.0	→	5.2	6.6	7.2	9.9	11.2	12.9	15.7	25.2
1967	←	7.1	→	4.9	7.1	7.7	9.7	11.0	13.0	15.2	24.3
1972 -73	←	6.8	→	5.5	6.5	8.0	9.5	11.2	13.2	15.8	23.6

注記：本表の作成資料は、第2章に掲げた表と同じものである。

イギリスの所得分配に対する人口構成上の変化や社会的変化の影響については、センプル (Semplice) が、ジニ係数を使用して当初所得 (トランクスファーと租税差引前のもの) と最終所得 (トランクスファー、直接税、間接税差引後に、社会保障の現物給付

の一部を加えたもの) を比較し検討している。

世帯構成を1961年の状態で不变とし、いくつかの年次についてジニ係数を算出すると、次のようになる。

	当 初 分 配		最 終 分 配	
	未補正	補正後	未補正	補正後
1961	0.384	0.384	0.335	0.335
1963	0.397	0.393	0.339	0.338
1967	0.382	0.380	0.322	0.320
1973	0.422	0.397	0.328	0.317

なお、1963年時点の世帯人員構成の分布を不变として、所得の十分位階級分布の変化を算出したものを次に掲げておく。

これで見ると、原因の全部ではないにせよ、下位のランクのシェアの低さ(表3と比較されたい。訳者)は、世帯人員構成の変化によって生じたということになる。

### 1963年の世帯構成で標準化した場合の課税前所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1967	2.4	4.2	5.9	7.3	8.4	9.6	10.9	12.6	15.1	23.6
1973	2.2	3.7	5.6	7.2	8.5	9.7	11.0	12.7	15.3	24.1

### [アメリカ]

アメリカではセンサス局 (Bureau of the Census) の資料で、データを1947年までさかのぼることができる。この期間にはほとんど目立った変化は認められないが、下位の5ランクと最上位のランクで、わずかなシェアの減少が見られる。

予想される世帯構成の変化による影響を推定するため、1962年の世帯構成を用いて1972年の所得分配を算出してみると、世帯構成が不变であったとしたならば実際よりも、最下位のランクでは所得総額の四分の一%程度、最上位のランクでも二分の一%程度のシェアの増大があったはずなのである。

表3の「参考」で記載しているラドナーとヒンリックス(Radner and Hinricks)の研究では、1964年と1971年の十分位階級分布は次のとおりである。これによれば、対象の全期間を通じて、分配の平等化は前進していることとなる。

#### 1947年から1972年における 課税前所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1947	1.4	2.7	4.5	6.1	7.6	9.1	10.7	12.8	16.1	29.1
1952	1.2	2.5	4.5	6.3	7.9	9.3	11.0	12.9	15.8	28.6
1957	1.1	2.6	4.5	6.5	8.2	9.8	11.3	13.3	16.1	26.5
1962	1.1	2.5	4.3	6.1	7.9	9.5	11.2	13.4	16.6	27.5
1972	1.2	2.6	4.2	5.8	7.5	9.3	11.1	13.4	16.4	28.4

注記：本表の数値は、第2章に掲げられているものと比較可能である。

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1964	1.1	2.9	4.6	6.1	7.6	9.1	10.7	12.7	15.7	29.6
1971	1.2	3.1	4.6	6.2	7.6	9.1	10.9	12.9	15.8	28.6

#### 原 文 注

- 48) P. Lardi, *Empirische Untersuchungen zur personellen Einkommensverteilung in der Schweiz*, Basel 1970.  
(本誌No. 58注)
- 49) デンマーク、フィンランド、ノルウェイ、スウェーデンは本章では言及しない。
- 50) AVTS(無拠出制老齢年金)の受給者数は、1955年の971,000人から1970年の272,000人に減少し、一方社会保障年金の受給者は同じ期間に1,286,000人から3,050,000人に増加している。
- 51) A.B. Atkinson, *The Economics of Inequality*, op. cit. Chapter 4.
- 52) M. Semple, "The Effects of Changes in Household Composition on the Distribution of Income", *Economic Trends*, December 1975.

#### 付録 I 資料について

付録Iでは、主として第2章で検討した12ヶ国について、そのデータを作製した資料、所得や世帯などの定義、資料のカバレッジ等の諸問題について簡単に述べることにする。

##### [オーストラリア]

オーストラリアでは、目下次の2つの資料が利用できる。

- i) N.Podder "Distribution of Household Income in Australia"

## 翻 訳

*Economic Records, July 1972.*

- ii) Commonwealth Bureau of Census and Statistics,  
*Income Distribution 1968-69,*  
Parts 1, 2 and 3.

ポダーの研究は、都市部の約 5,500 世帯を対象にした、消費者収支調査によって得られた資料を用いて行われている。この研究における世帯主の定義は本論文で用いたものに近いが、まかない付の単身の下宿人について、同一世帯の講成員とすべきところを、この調査の本来の目的のために別世帯とされている。また所得の定義は完全ではないが、トランクスファーも含まれており、課税前と課税後の両方の所得が調査されている。

サンプルを都市部に限定したことが、それほど本質的なひずみをもたらしたとは思われないが、1人世帯の数は実際より低くあらわれているらしく、これが所得分配をより平等に見せかける結果を生んでいるようである。すなわち、この調査では1人世帯の比率が、全体の9%にしかなっていないのに、調査統計局 (Commonwealth Bureau of Census and Statistics) の調査(後出)に基づく算定では、OECD 諸国の平均値<sup>1)</sup>ぐらい(但し、この数値は過大推計の恐れがある。)なのである。もう1つのこの調査の問題は、所得の低い人口の大きな部分の、所得と支出についての資料が欠けていることである。低所得者についての資料が不足することは、支出調査の一般的な欠点ではあるが、この場合は特にはなはだしく、所得が相当高い階層にまで

及んでいると思われる。

第2の、調査統計局の、1968, 69年の所得分配調査は、5年ごとに行われる定期調査の最初のものである。調査の規模は人口0.5%であり、オーストラリア国内に居住する個人世帯全体をカバーしている。またここで用いられた所得は、当該世帯に属する15歳以上の者の課税前の貨幣所得を全世帯について集計したもので、所得を稼得する者の数をベースにしている。所得単位をこのようにしたために、恐らく1人世帯の数が相當に過大になっているはずである。

上記の2つの逆方向のひずみを持った資料の、いずれが適当かを理論的に決定することはできないが、実際には、調査統計局の資料は複数家族の世帯だけを調査したものであり、現実の1人世帯は除外されてしまっているため、ポダーの資料の方が好ましいといわざるを得ないのである。

### [カナダ]

カナダでは Statistics Canada が実施した、1951年から1972年までの期間についての一連の所得分配調査 (*Income Distribution by Size in Canada*) が、データの基礎となっている。このうち1951年から1965年までは非農家世帯だけしか調査されていないが、1969年の調査は、同年の家計支出調査と結合した形でヨーロッパ統計家会議が行った所得分配統計作成のプロジェクトの、カナダ担当部分として行われている。この部分が第2章のデータの大部分の基礎となっているが、世帯

構成を標準化する際に使用したデータや、第5章のデータにおいては、Statistics Canada の若干不完全なものも用いている。

世帯の定義は、本論文で使用した「核心」的定義とは異なっており、「経済家族」(Economic Family)の概念が用いられている。これは、同居している血縁者か又は婚姻関係にあるか養子縁組をした者の範囲を指している。しかしこの定義は、実際には本論文の世帯の概念と大差ないものと思われる。

またカナダにおける課税後所得は「可使用所得」(available income)と表現されているが、これは本論文の概念に近いとはいえる、ヨーロッパ統計家会議が提案しているものとは若干の隔たりがある。

1969年のヨーロッパ統計家会議のプロジェクトの一環として行われた調査は、課税後所得ベースで行われている。課税前所得のデータは、この調査に結合した形で行われた家計支出調査を用いて算出されており、例年課税前所得のベースで行われている Statistics Canada のデータとチェックをしたものである。

#### 〔フランス〕

フランスの主な資料は、INSEE(国立統計経済調査院 L'Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques)の1956年、1962年、1965年、1970年に行われた調査結果である。<sup>3)</sup>

1970年の調査は、サンプルサイズが

45,000で全国人世帯をカバーしている。所得は税務当局への申告所得額とされているが、課税上限を超えた額を申告したものもそのままに把握されている。申告所得であるため、非課税の社会的トランスター(たとえば、児童手当、特定の老齢年金、疾病手当など)や資産所得の或る部分など、大きな所得部分が除外されることになる。1970年の調査では、法令上受給権のある世帯の所得とする形で児童手当を含めることとした。M. Banderier が著者に直接もたらしてくれた情報と、これらの給付水準と受給者数についての情報から、ここで除外された老齢年金部分についての補正をほどこすことができた。

その結果によれば、1人世帯と2人世帯の多くのものの所得が増大することとなるが、これらはほとんど十分位階級分布の最下位のランクに存在しており、所得のシェアにすれば1%にも満たない増加である。

この資料の第2の問題点は、脱税や特定グループ(特に自営業者や自由業)の者に対する税制上の優遇扱いなどのために、推計所得額が低くなってしまったものの補正ができないということである。

世帯の定義は本論文で用いたものと同じであり、世帯の所得は世帯員の課税所得額を、全員について合計したものとなっている。また課税後所得は、課税前所得から支払税額と各所得階層ごとに適用される社会保障拠出率とから算出した。

#### 〔西ドイツ〕

ドイツの主な資料は、次の2つである。

## 翻 訳

i) ドイツ経済調査研究所(Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung<sup>4)</sup>)が作成したデータ

ii) 家計所得消費調査によるデータ<sup>5)</sup>

はじめのデータは、租税統計や社会保障記録統計などの（後者の資料をも含む）さまざまな調査報告等から作成したものである。このデータの所得は、基本的に課税後の貨幣所得がとられており、世帯の定義は明示されていないが、本論文のものに近いようである。このデータは1950年から1973年までの、いくつかの年次について作成されている。

後者の資料は46,000世帯のサンプル調査であるが、世帯主が外国人である世帯、月額10,000マルク（1969年）以上の所得の世帯は除かれている。所得と世帯の概念ははじめの資料と同じであるが、この資料では世帯は、それぞれの純所得のランクに従って排列されており、純所得と粗所得の両方について数値がわかるようになっている。

はじめのデータが第2章と第5章の検討に使用されているが（後者の資料のデータも表3の参考に掲げられている。），後者の資料は世帯の標準化のための各種の試みに用いられた。

### 〔イタリア〕

イタリアのデータは、定期的に刊行されているイタリア銀行時報（*Bulletino della Banca d'Italia*）の消費者貯蓄調査から作成された。所得の概念は、勤労所得、実物資産からの所得、年金その他のトランス

ファーのうち貨幣所得であるものから、源泉徴収される税と社会保障拠出を差し引いたものとされ、自家消費、金融資産からの所得は除外されている。ただし1969年時点では、所得階層ごとの金融資産の所有状況が把握されているので、この項目については1969年に限って補正可能である。すなわち、金融資産の收益率がどの所得階層についても同一であるとし、可処分所得総額に占める利子と配当のシェアから、各所得階層ごとに金融資産から生じた所得を配分することができたのである。

また世帯の概念については、本論文で用いられているものと大差ない。

### 〔日 本〕

日本については、総理府統計局から公刊されている次の2つの資料を用いた。

i) 家計調査 1969年（第4巻、第6巻）

ii) 貯蓄動向調査 1962年及び  
1972年

所得は、賃金と俸給、自営業者の所得、資産からの収益と社会保障給付から構成されている。<sup>6)</sup>世帯は住居と生計を一にする者のグループとして定義されており、個人世帯だけが対象となっている。<sup>7)</sup>

1969年の家計調査はそれ以前のものより優れていると思われるが、それでも農業、林業世帯が除外されており、本研究の目的からすれば不十分と云わざるを得ない。

特に農家世帯を除外していることは、農業の比重が小さくなりつつあるとはいえ、1969年時点では農業、林業、狩猟従事者

(漁業を除く。)が民間雇用に占める比率は17.9%にもなっており、大きな欠点となっている。ただし、この比率は、賃金を支払われない家族従事者を除外すれば、9.8%に低下する。

1969年における農家世帯の年間平均所得額は、次のとおりとなっている。

粗所得	1,250(円)
課税後所得	1,137
課税後、補助金算入後所得	1,286

一方非農家世帯の平均粗所得は1,155千円であるから、両者は大そう近接しているし、この国では農家の土地所有が比較的平等であることから、農家の所得分配にも大きな不平等はないと考えることができる。農家世帯が対象から除外されているために、大きな偏りが生じたとは考える必要がないだろう。しかし所得単位を1人当たり所得で考える場合には、農家世帯の平均人員が大きいこと(非農家、3.66人に対し、農家4.95人)から生じるひずみはより大きなものとなる。

課税後所得は、日本統計年鑑(総理府編)によって、所得階層ごとの実効税率を課税前所得分配に当てはめて算出した。

所得と世帯の定義は、貯蓄動向調査においても家計調査と同様であるが、貯蓄動向調査でも非農家世帯のみがカバーされ、また1人世帯と2人以上世帯にしか分けられておらず、1人世帯は全世帯数の10%程度にしか当たらない。このように1人世帯が少なく見つめられていることは、所得分配を実際より相当に平等化しているように見せかけていることとなるので、この資料

は第5章で使用するにとどめた。

#### [オランダ]

オランダの資料は、中央計画局が公表している *De Personele Inkommensverdeling 1952-1967* である。ここで用いられている所得の概念は、トランクファーレを含めた全貨幣所得及び自己所有資産から生じる帰属メントから、若干の勤労控除と支払保険料を差し引いたものである。また世帯の概念は基本的には課税単位で把握されているが、実質的には核家族の概念に極めて近い。

この資料は税制上のデータを基礎にし、これを拡張して作成したものであって、非課税所得も含まれている。しかしながら、1人世帯の数が異常に多く(全世帯の45%)、これは両親と同居している、所得の低い若年者を分離して算定したためであるが、そのために所得分配の不平等度は著しく拡大されている。

#### [ノルウェイ]

ノルウェイでは、次の、相互に関連のある2つの資料が用いられた。

- i) *Income Statistics 1970*
- ii) *Statistics in Low Incomes,*

両者ともに1973年に、中央統計局(Central Bureau of Statistics)から公刊されている。

これらのデータは、14,000人の所得稼得者の2つのサンプルから算出され、本来は税務統計から採用されたものであるが、原則的には全人口、全世帯をカバーしたものとされており、算定結果も全人口に拡大

## 翻 訳

してあらわされている。世帯については同一住居に住む同一の姓を持つ者を、同一世帯として扱っているが、夫婦と被扶養者は、姓がことなつても同一の世帯とされている。

またこの資料は、課税前所得と課税後所得の両方を算出できる。まず前者においては、キャピタル・ゲイン、資産の売却から得られる所得をも含んでおり、疾病給付や児童手当は除外されており、また社会保障拠出や若干の租税も差引かれたものである。後者は、「可処分所得」とされているが、前者から租税を差引いたものに戻税と家族手当を加えたものである。なお可処分所得がマイナスになった者については、ゼロとして算定されている。

### 〔スペイン〕

スペインでは所得分配データの資料には、国立統計研究所 (Instituto Nacional de Estadística) から公刊された次の2つのものがある。

- i) *Diferencias Relativas de Renta* (1974)
- ii) *Encuesta de Presupuestos Familiares*  
(1973-74)

前者は、ヨーロッパ統計家会議の所得分配プロジェクトのために作成されたものであって、所得、世帯の概念は本論文で用いたものと同一である。両方の資料とも世帯員から家事使用人を除いているが、前者には後者と比べて次のような欠点がある。すなわち、まず世帯主が被用者と年金受給者である世帯しか対象としておらず、自営業世帯が除外されている結果、全人口 3,400 万人のうち 2,300 万人しかカバーされてい

ないことになっており、またサンプル数が約 9,000 しかとられなかつたのである。

後者の資料では、サンプルサイズは 24,000 で、原則として全人口がカバーされていることになっている。世帯は住居が同一で生計を同一にしているもののグループとして定義され、所得は、現物賃金の一部と自己所有資産からの帰属レントを含み、社会保障拠出と源泉徴収された所得税を差引いているが、それ以外の所得税は未差引のものとして把握されている。後者の資料は第2章で使用されているが、前者は標準化された所得分配のデータの作成のみに使用した。

### 〔スウェーデン〕

スウェーデンの資料は、中央統計局 (Central Bureau of Statistics) の “Sweedish Survey on Relative Income Differences” から採られている。これはヨーロッパ統計家会議の所得分配プロジェクトのスウェーデンについての分担部分であるが、いくつかの点でヨーロッパ統計家会議の諸概念と異なつたものを用いている。

世帯の概念は、特定の1時点ではなくて、年間の大部分その世帯に属していた者のグループとして把握されている。

事業所得は、企業者余剰 (operating surplus) と資本からの所得の合計額からスウェーデン税制によって算定された減価償却を控除したものとして把握される。自己所有家屋からの所得は帰属レントの推定額 (家屋の課税評価額の 2~3%) から家屋取得のための借入金の利息を差引いたも

のとして把握される。したがって資産所得についてはマイナスになることがあり、現実にスウェーデンの資産所得の総額はマイナスの値となっている。

サンプルサイズは(1972年の登録人口の基礎によってサンプルを設定した。)5,000世帯であり、回答率は80%であった。この調査結果は、他の同様の所得調査データ(税務統計、国民所得調査)の資料などと照合しても特に矛盾はない。調査結果は、全人口ベースに引き伸ばされて示されており、集計に際してサンプルの間での回答率の差についても、考慮されている。なお課税前所得の分配については、この調査の中の、課税についての資料から推計された。

### [イギリス]<sup>8)</sup>

イギリスには所得分配の研究のための基本的な資料が3つある。

第1は家計支出調査("Family Expenditure Surveys")であって、これは1957年以来毎年実施されており、現在のものはサンプルサイズが約10,000で、回答協力数は約7,000、調査対象は、駐英外交官とアメリカ駐留軍を除いた全居住個人世帯となっている。所得は経常ベースのもので調査され、投資所得と自営業者の所得は12ヶ月単位で推計されているが、次の2つの例外がある。第1は被用者であって、賃金支払を受けないで離職している者のうち、離職期間が13週に満たない者は、その所得として、現に受けている社会保障給付ではなくて、正規の賃金を引き続いで受けて

いるものとして扱われることとなっており、これは所得分配を、実際より平等に見せかけるひずみをもたらす。第2は、現に居住している家屋の家賃を払わない者や、自己所有の家屋に住んでいる者は、その家屋の帰属レント分の所得があるものとされている。

所得税額や社会保障拠出額など多くの項目については粗所得のランクによって多重分類されており、これによって各粗所得の階級ごとに純所得額が算出でき、さらには課税後所得分配の算出が可能となっている。

この調査において、宗教の差異などによって回答率に差があることがわかり、かつそのために低所得階層と高所得階層は、相対的にサンプルの数が過小になってしまっているが、回答率の差に起因するひずみについては、補正は施されていない。

第2番目の資料は、中央統計局(Central Statistical Office)の1945年から1967年までをカバーしている国民所得、支出調査("National Income and Expenditure" H M S O 各年)である。この資料は、

元来内国所得統計であるが、社会保障関係統計にも拡張されている。この資料では、所得単位として課税単位がとられており、単身の個人又は夫婦が単位となっている。所得の概念は課税所得とされており、社会的トランシスター、現物給付、フリンジ・ベネフィットが含まれているが、キャピタル・ゲインと自己所有資産からの帰属レントは含まれていない。なお、各種の施設収容者を含めた全居住者が対象とされている。

この資料には多くの問題があり、たとえ

## 翻 訳

ば、課税年度の途中で死んでしまった人のように、課税単位としてのみ存在している者も対象数に入れているため、低所得者の数が実際より大きくなってしまっている。またもう1つの問題は、個人セクターとして世帯の所得の構成成分となるべき所得の16%にもあたる額が、所得のランク別に帰属させられないことである。その額の四分の一は自営業者の所得であり、他四分の一は自己所有家屋からの帰属レントである。

第3の資料は、1971年に行われた一般世帯調査 *General Household Survey* 1971の中の、所得関係質問事項であるが、この調査のサンプル サイズは、所得関係質問事項に関しては約9,000以上、回答率は71%で、他の調査よりは悪い。

所得は、調査時点前12ヶ月間の粗貨幣所得として調査されており、世帯については、「常態として同一の住所に住み、少なくとも1日1度は共同の食事をするグループ」と定義されている。この調査の欠点は、所得項目が調査の重点事項としてではなく、単に分類上の一項目としてしか扱われておらず、また結果から見ても、この調査の所得階層区分の最上のランクに、30%もの対象が入ってしまっているのである。

### [ アメリカ ]

アメリカで使用することができた資料は、次のものである。

- i) *Current Population Reports Series P 60*  
(各年) センサス局
- ii) D.B.Radner 及び J.C.Hinricks,  
"Size Distribution of Income

1964, 1970 and 1971", *Survey of Current Business*, October 1974.

- iii) B.A.Okner, "Individual Taxes and The Distribution of Income" J.D.Smith 編 *The Personal Distribution of Income and Wealth*, NBER New York 1975.

第1のセンサス局の資料は、1944年以来毎年作成されている。この資料では、世帯は「1つの家屋、アパートメント若しくは家具を備えかつ建物の他の部分から独立している1室又は数室を、共同して占有しているすべての人口のグループ」として把握されている。所得は、当該世帯の14歳以上の者の粗貨幣所得の合計で、調査前年の歴年を対象としている。

サンプル サイズは1972年の調査において47,000世帯で、37,000世帯の回答協力が得られたが、調査結果は、この調査とはべつの、軍人、公務員を除く人口の年齢別、人種別、性別の推計に適合するように、ウェイトを掛けて引き伸した形で作成されている。また各所得階層ごとの所得額は、調査回答額そのままではなく、対数補間法で推計したものである。課税後所得の分配については、「合衆国統計紀要」 *Statistical Abstract of the United States* によって得た所得階層ごとの平均税率と、各年次に適用されていた社会保障拠出率から推計した。

第2の資料は、商務省経済分析局 (Bureau of Economic Analysis (BEA) of the Department of Com-

merce)による推計である。1970年と1971年のものは、1964年の推計を、人口の職業別構成の変化と、所得の種類の相対的な変動を、新らしく織り込んで推計し直したものである。この資料においては、次に掲げる資料などをさまざまに合成して所得分配データを推計している。

- a) Current Population Survey.
- b) Internal Revenue Services.
- c) Tax Model of Individual Returns and their Taxpayer Compliance Measurement Program.
- d) Survey of Financial Characteristics Consumers; Federal Reserve Boards.

この資料では2つの所得概念が用いられている。第1は、世帯個人所得であり、第2は総貨幣所得であるが、両者ともにキャピタル・ゲインを除いた課税前経常所得である。世帯については、(a)14歳以上の単独で居住している未婚者と(b)2人以上で血縁、婚姻、養子縁組などの関係を持ち、共同で生活している家族とに分けられている

が、世帯数は上記の1)のものに極めて近い。またこの資料は、所得調査に対する低回答への補正が施されているので、各所得階層に分配された所得の総額は、(調査対象の差によるひずみを補正。)国民所得計算における個人所得額によく相応している。

第3の資料であるオクナーの研究では、Brooking研究所の「M E R G E」資料から得られた課税後分配のデータが示される。この資料は72,000世帯をサンプルとした調査を基礎に、"Survey of Economic Opportunity"と税務統計資料を参照して作成されている。世帯の定義は、本論文で用いられているものと同様であり、所得は(国民経済計算における国民所得の定義による), 国民所得額 プラス トランスマラチ プラス 農業資産及び非農業不動産からの収益(gain)の合計額として定義されている。また企業の留保利益は、近似的に企業の株価に反映してあらわれるキャピタル・ゲインであると考えることで、世帯の所得の中に含めている。

## 付録II 所得分配データと国民経済計算 の整合性について

すでに表2でいくつかの数値を挙げて示したように、所得分配データには所得調査に対して所得額を実際より低く回答し、しかもその程度が資料ごとに異なる、という低回答の問題を避けることはできない。そ

こで極めて困難ではあるが、若干の定量化をあえて試みることとした。

本文の中で指摘したことであるが、所得分配データから得られる所得総額と、OECDの国民経済計算の数値を、比較対比す

## 翻 訳

ることはできない。それは、国民経済計算では個人年金や企業年金の受取額を除外するほか、社会保障における医療費の償還払額を、社会保障トランプラーの一つとして算入しているからである。また国民経済計算の数値は個人所得が全額計上されており、そのため、所得分配データがカバーしないこともある。個人世帯以外の居住者の所得をも含めなければならない。そのため個人世帯人口ではなく、全人口を使用しなければ、個人所得の総額が把握できない場合もあることになる。

以下においていくつかの国の実例を掲げる。

### [カナダ]

1969年の所得分配データによって所得の種類ごとの所得額を合計したものと、国民経済計算とを比較した。

	所得分配 データ (100万カナダドル)	国民経済 計算 (100万カナダドル)	(1) (2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	39,037	40,890	95.5
事業所得	4,410	4,720	93.4
資産所得	3,508	4,595	76.3
トランプラー受取り	4,316	5,022	85.9
課税前所得	51,271	55,227	92.8
支払税額	8,097	8,525	96.0
課税前所得	43,174	46,702	92.4

### [フランス]

1970年の所得分配データは、失業手当、疾病手当、児童手当、ミーンズテストのある老齢年金（ただし、後二者は、下の

表では除いてあるが、第2章では算入したもので示している。）のような世帯所得を構成するいくつかの要素を除いているが、これを国民経済計算のデータと比較したものが下の表である。これで見ると、2、3の項目については、所得調査において、かなりの低回答があることがわかる。

	所得分配 データ (100万フラン)	国民経済 計算 (100万フラン)	(1) (2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	238,808	268,760	88.9
事業所得	50,109	145,792	34.4
投資所得	8,142	23,032	35.4
年金その他の トランプラー	48,393	52,654	91.9
課税前所得	345,452	490,238	70.5

### [西ドイツ]

ドイツ経済調査研究所のデータにおいては、所得分配データから算出される所得総額と、国民経済計算の数値とが相応するように計画されている。下表は、世帯所得、消費調査のデータと国民経済計算のデータを大まかに対応させてみたものである。

	所得分配 データ (10億マルク)	国民経済 計算 (10億マルク)	(1) (2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	250.9	300.1	83.6
事業所得	70.4	159.0	62.9
資産所得	31.1	..	..
公的トランプラー	75.6	80.3	94.1
その他の	12.6	—	..
課税前所得	440.6	539.4	81.7

a) 1969 Household Income and Consumption Survey.

## 〔スウェーデン〕

スウェーデンの所得分配データは、資産所得の取扱いが特異であるため、国民経済計算データと比較できる部分が限られている。1970年の調査における賃金と俸給に関しては、国民経済計算の数値とほとんど差がないことから、調査の低回答はほとんどなかったものと考えられる。事業所得では（自己所有資産からの帰属レントが除かれている。）両者の比率は54%にしかなっていない。なおスウェーデンでは資産所得の合計は負の値になっている。

## 〔イギリス〕

1973年の世帯支出調査と国民経済計算のデータは、部分的に比較することができる。

	所得分配 国民経済 データ 計 算		(1) (2) %
	(1)	(2)	
賃金及び俸給	37,481	38,678	96.9
事業所得	3,446	6,244	55.2
投資所得	1,754	4,411	39.8
年金類	1,279	3,272	39.1
トランクスファー	4,591	5,920	77.6
自己所有家屋の 帰属レント	1,981	2,253	87.9
その他の	433	—	..
課税後所得	50,965	60,778	83.9

a) 1973 Family Expenditure Survey

Blue Book の1972年、1973年の推計値は、上記のデータと比べて合計

額で15%も低くなっている。その内分けは、事業主の国民保険への拠出分が算入されていないことによるものが23%，自己所有資産の帰属レントを除いたことによるものが25%，自営業者のさまざまな所得がもれているものが39%である。

	所得分配 国民経済 データ a) 計 算		(1) (2) %
	(1)	(2)	
賃金及び俸給	34,290	34,545	99.3
事業所得	3,112	3,250	95.8
投資所得	1,054	1,210	87.1
企業年金	3,085	3,085	100.0
社会的トランクスファー	1,840	1,840	100.0
その他の	—	8,484	..
課税前所得	43,381	52,414	82.8

a) 1972-73 "Blue Book" data

## 〔アメリカ〕

1972年のセンサス局の所得分配データと国民経済計算のデータとの比較を次に掲げる。

	所得分配 国民経済 データ 計 算		(1) (2) %
	(1)	(2)	
賃金及び俸給	597.1	607.1	98.3
事業所得	64.7	71.0	91.1
資産所得	33.8	75.1	45.0
社会的トランクスファー	63.3	79.0	80.1
その他の	14.0	25.1	55.8
課税前所得	772.9	857.9	90.1

## 翻 訳

### 付録III 若干の国についての、課税前と 課税後の所得分配の比較について

ここでは、所得分配において移転所得が、どのように各所得階層に配分されるかを検討する。次に掲げる諸表においては、トランスマスターの定義が国によって異なること、世帯のランク付けも、国ごとに異なった概念にもとづく所得額によって分けられており、厳密な国際比較は困難であることに留意しなければならない。

以下において、諸表は、次のようにして作られている。

- i) 4ヶ国についてはトランスマスター前の所得によって世帯を十分位階級に区分し、その各ランクごとのトランスマスター前の所得のシェア、トランスマスター自体のシェア及びトランスマスター後の所得のシェアとを示している。
- ii) 6ヶ国についてはトランスマスター後の所得によって世帯を十分位階級に区分し、トランスマスター前の所得のシェア、トランスマスター自体のシェア及びトランスマスター後の所得のシェアを示している。
- iii) オーストラリアとアメリカのデータは若干粗雑で不完全であるが、併せて掲げた。

カナダ - 1969  
課税前・トランスマスター後の所得のランクによる世帯所得の分配

十 分 位 階 級	各ランクのシェア			課税後所得 に対するト ランスマス ターの割 合 (%)
	課税前・ トラン スマ スター前 所 得	トラン スマ スター 所 得	課税後・ トラン スマ スター 後 所 得	
1	0.1	26.0	2.5	101.7
2	1.4	21.1	3.5	60.8
3	3.9	12.1	5.0	24.3
4	6.1	8.1	6.6	12.2
5	8.0	6.5	8.0	8.1
6	9.8	5.3	9.6	5.5
7	11.7	4.9	11.2	4.4
8	14.0	5.0	13.1	3.8
9	17.1	5.1	15.8	3.2
10	28.0	6.0	24.8	2.4

資料： Canadian Submission to Conference of European Statisticians により算出

スペイン - 1973 - 1974  
課税前・トランスマスター前の所得ランクによる世帯所得の分配

十 分 位 階 級	各ランクのシェア			課税後所得 に対するト ランスマス ターの割 合 (%)
	課税前・ トラン スマ スター前 所 得	トラン スマ スター 所 得	課税後・ トラン スマ スター 後 所 得	
1	0.0	33.1	4.4	100.7
2	1.0	17.8	3.2	73.7
3	4.3	9.6	5.0	25.6
4	6.0	7.6	6.2	16.0
5	7.6	5.5	7.4	9.7
6	9.2	6.0	8.9	8.9
7	11.0	4.8	10.3	6.1
8	13.4	5.2	12.4	5.6
9	17.5	5.2	15.9	4.3
10	29.9	5.3	26.4	2.7

資料： Diferencias Relativas de Renta により算出

海外社会保障情報 No. 59

スウェーデン - 1972  
課税前・トランസファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア		課税後所得に対するトランಸファーの割合(%)
	課税前・トランಸファー前所得	課税後・トランಸファー後所得	
1	0.2	17.0	4.1
2	0.3	20.3	5.3
3	1.9	16.3	5.6
4	5.3	9.8	7.2
5	8.1	7.1	8.5
6	10.2	6.7	9.9
7	12.3	6.5	11.1
8	14.7	5.7	12.8
9	18.4	5.5	15.3
10	28.8	5.2	20.3
			6.9

資料: SCB, *Swedish Survey on Relative Income Differences*, Stockholm 1974. により算出

カナダ - 1972  
課税前・トランಸファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクシェア		課税前所得に対するトランಸファーの割合(%)
	課税前・トランಸファー前所得	課税後・トランಸファー後所得	
1	0.3	9.8	1.0
2	1.5	18.0	2.8
3	3.3	17.2	4.4
4	5.8	11.0	6.2
5	8.0	8.6	8.0
6	10.0	7.4	9.8
7	11.9	7.0	11.5
8	14.0	6.5	13.5
9	17.2	6.8	16.4
10	28.0	7.8	26.5

資料: Statistics Canada, *Distribution by Size in Canada*. により算出

イギリス - 1973  
課税前・トランಸファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア		課税前所得に対するトランಸファーの割合(%)
	課税前・トランಸファー前所得	課税後・トランಸファー後所得	
1	1.3	47.3	5.7
2	3.9	16.3	5.1
3	6.7	9.4	6.9
4	8.5	5.8	8.2
5	10.1	5.6	9.7
6	11.9	4.6	11.2
7	13.7	3.9	12.8
8	43.9	7.2	40.4
9			1.7

資料: *Economic Trends*, December 1974. により算出

フランス - 1970  
課税前・トランಸファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア		課税前所得に対するトランಸファーの割合(%)
	課税前・トランಸファー前所得	課税後・トランಸファー後所得	
1	1.0	7.8	1.9
2	1.8	10.0	2.9
3	3.4	10.6	4.4
4	5.1	10.3	5.8
5	6.7	10.0	7.2
6	8.5	9.5	8.6
7	10.5	8.3	10.2
8	12.9	9.4	12.4
9	16.5	10.0	15.6
10	33.7	14.3	31.1

注記: トランසファーは年金のみを含んでいる。

資料: G. Banderier and P. Ghigliazza. "Les revenus des ménages en 1970", *Les Collections de l'INSEE*, Série M, No. 40. により算出

翻 訳

西ドイツ - 1969  
課税前・トランസファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十 分 位 階 級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランsus ファーの割 合 (%)
	課税前・ トランsus ファー前 所 得	課税後・ トランsus ファー後 所 得	トランsus ファーの割 合 (%)	
1	0.8	9.9	2.3	7.2
2	2.1	13.8	4.1	5.8
3	4.1	12.7	5.6	3.9
4	6.2	10.8	7.0	2.6
5	8.1	8.9	8.2	1.8
6	9.9	7.8	9.5	1.4
7	11.4	8.4	10.9	1.3
8	13.5	8.6	12.7	1.1
9	16.6	8.9	15.2	1.0
10	27.3	10.2	24.4	7.2

資料: *Wirtschaft und Statistik*, 12/1972. により算出

ノルウェイ - 1970  
課税前・トランsusファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十 分 位 階 級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランsus ファーの割 合 (%)
	課税前・ トランsus ファー前 所 得	課税後・ トランsus ファー後 所 得	トランsus ファーの割 合 (%)	
1	0.6	12.3	1.7	6.5
2	1.5	20.9	3.2	5.7
3	3.6	18.6	4.9	3.3
4	6.2	12.0	6.7	1.5
5	8.2	8.2	8.2	8.9
6	10.1	6.3	9.8	5.4
7	11.9	5.9	11.3	4.6
8	14.1	5.3	13.3	3.6
9	17.5	4.8	16.4	2.6
10	26.3	5.7	24.4	2.1

資料: *Income Statistics*, 1970. により算出

イギリス - 1973  
課税前・トランsusファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十 分 位 階 級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランsus ファーの割 合 (%)
	課税前・ トランsus ファー前 所 得	課税後・ トランsus ファー後 所 得	トランsus ファーの割 合 (%)	
1	0.4	19.0	2.1	8.1
2	1.4	23.4	3.3	6.3
3	3.9	16.9	5.1	2.9
4	6.7	8.0	6.9	1.0
5	8.6	6.2	8.3	6.7
6	10.1	6.4	9.8	5.8
7	11.8	5.1	11.2	4.1
8	13.7	5.8	12.9	4.0
9	16.8	4.6	15.7	2.6
10	26.7	4.7	24.7	1.7

資料: *Family Expenditure Survey*, 1973. により算出

アメリカ - 1964  
課税前・トランsusファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

十 分 位 階 級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランsus ファーの割 合 (%)
	課税前・ トランsus ファー前 所 得	課税後・ トランsus ファー後 所 得	トランsus ファーの割 合 (%)	
1	0.5	9.6	1.3	6.5
2	1.8	13.7	2.9	4.2
3	3.5	11.9	4.3	2.5
4	5.8	9.7	6.2	1.4
5	7.8	8.3	7.1	1.0
6	9.3	7.2	9.2	7.1
7	11.0	7.1	10.7	6.0
8	13.2	8.8	12.9	6.3
9	16.3	9.3	15.8	5.3
10	30.9	14.5	29.7	4.4

資料: D.B. Radner and J.C. Hinrichs, "Size Distribution of Income in 1964, 1970 and 1971", *Survey of Current Business*, October 1974. により算出

アメリカについては、課税後、トランスファー後の所得分配とトランスファー前の所得分配とを、それぞれの所得概念に応じた所得のランクごとの世帯分布に排列しかえることで、対応させることができる。その結果は次のとおりである。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
トランス ファー前	0.3	1.7	3.8	5.8	7.5	9.2	10.9	13.1	16.2	31.6
トランス ファー後	2.0	3.0	4.6	6.0	7.5	8.9	10.6	12.6	15.5	29.3

資料：B.A. Okner, "Individual Taxes and the Distribution of Income", op, cit.

オーストラリア - 1966・1967  
課税後・トランスファー後の所得  
ランクによる世帯所得の分配

五 分 位 階 級	各ランクのシェア				所得に対するトランス ファーの割合 (%)
	課税前・ トラン ス ファー 前 所 得	トラン ス ファー 前 所 得	トラン ス ファー 後 所 得	課税後・ トラン ス ファー 後 所 得	
1	2.9	..	..	6.4	..
2	13.7	..	..	13.7	..
3	18.4	..	..	17.9	..
4	24.0	..	..	23.1	..
5	41.0	..	..	38.9	..

資料：Taxation Review Committee Preliminary Report.

#### 付録IV 本論文で使用した補間法について

各国のデータを正確に表現するいろいろな方法があるが、所得の十分位階級分布を計算するためには、各種の補間法を使用する必要があり、ここでは対数補間法が用いられている。この方法は各所得階級の平均所得が与られている場合には、次のとおりである。

ある所得階級の上下限を  $L_1, L_2$  ( $L_2 > L_1$ ) とし、 $N_1, N_2$  をそれぞれ少なくとも  $L_1, L_2$  の所得を持つ所得単位の数（又は割合）とする。このとき、少なくとも  $X$  の所得を持つ所得単位の数が  $S$  であるような所得  $X$  は、次の式から得られる。

$$\frac{\ln(X/L_1)}{\ln(L_2/L_1)} = \frac{\ln(S/N_1)}{\ln(N_2/N_1)}$$

従って、

$$\ln X = \frac{\ln(L_2/N_1) \cdot \ln(S/N_1)}{\ln(N_2/N_1)} + \ln L_1$$

少なくとも  $X$  の所得を持つ階級の、この階級 ( $L_1 \sim L_2$ ) における所得の割合は、

$$\frac{L_2^{-\alpha+1} - X^{-\alpha+1}}{L_2^{-\alpha+1} - L_1^{-\alpha+1}}$$

によって得られる。ここで  $\alpha = \frac{\ln(N_2/N_1)}{\ln(L_2/L_1)}$

とする。

十分位階級分布の計算にあたっては余り必要はないと思われるが、上限又は下限のない階級では、上記の  $\alpha$  は隣接する所得階級から得ることができる。

このように、十分位階級分布の計算には、適当な  $S$  の値を算定すること、公式を使用して下降累積分布を計算することが必要で

## 翻 訳

ある。

所得階級ごとに平均所得も総所得額も与えられていない場合もいくつかあった。この場合にも平均所得及び総所得額は推定できるのである。パレート型分布を仮定し、少なくとも  $y$  の所得を持つ所得単位の頻度を、

$$F(y) = A \cdot y^{-\alpha}$$

で与えるものとする。ただし、 $\alpha$  の値は所得階級ごとに与えられる数値である。上下限が  $L_1, L_2$  の所得階級の総所得は、

$$\begin{aligned} \int_{L_1}^{L_2} y \cdot \frac{dF(y)}{dy} dy &= \int_{L_1}^{L_2} y^{-(\alpha)} A y^{-\alpha-1} \cdot dy \\ &= \alpha A \left[ \frac{y^{-\alpha+1}}{\alpha - 1} \right]_{L_1}^{L_2} \end{aligned}$$

で与えられる。

この所得階級の所得単位数  $N$  は、

$$\begin{aligned} N &= \int_{L_1}^{L_2} \frac{dF(y)}{dy} dy = \int_{L_1}^{L_2} -\alpha A y^{-\alpha-1} dy \\ &= A \left[ y^{-\alpha} \right]_{L_1}^{L_2} \end{aligned}$$

によって、 $A, \alpha$  と関係づけることができる。

従って、

$$\begin{aligned} \text{平均所得} &= \frac{\frac{\alpha}{\alpha-1} \left[ y^{-\alpha+1} \right]_{L_1}^{L_2}}{A \left[ y^{-\alpha} \right]_{L_1}^{L_2}} \\ &= \frac{\alpha}{\alpha-1} \left[ \frac{L_2^{-\alpha+1} - L_1^{-\alpha+1}}{L_2^{-\alpha} - L_1^{-\alpha}} \right] \end{aligned}$$

ここで、 $\alpha$  の定義は前述のとおりである。

開区間では  $\alpha$  は隣接する所得階級から得られる。 $L_2 = \infty$  の場合は、

$$\text{平均所得} = \frac{\alpha}{\alpha-1} \cdot L_1 \quad (\alpha > 1) \quad \text{であり},$$

$L_1 = 0$  の場合は、

$$\text{平均所得} = \frac{\alpha}{\alpha-1} \cdot L_2 \quad \text{である}.$$

## 付 錄 原 注

- 1 これは 25.5 % と推定されているが、所得を得ている者の数は 782 万 2,800 人であり、そのうち 673 万 4,400 人が、317 万 6,000 世帯の 2 人以上世帯に属している。したがって 108 万 8,400 人が、1 人世帯のうちの所得を得ている者の数ということになる。
- 2 所得の最下位のグループの平均所得額は 674 ドル／年で、支出は 1,487 ドル／年である。このように平均支出額が平均所得額を超過している世帯が、全体の 56 % にも達している。

海外社会保障情報 No. 59

- 3 J.-P. Runut, "Les revenus des ménages en 1962", *Etudes et Conjoncture*, December 1965; G. Banderier, "Les revenus des ménages en 1965" and G. Banderier and P. Ghigiazzza, "Les revenus des ménages en 1970" (both published in *Les collections de l'INSEE*, série M, Nos. 7 and 40)
- 4 特に, DIW, *Wochenbericht*, 25/73 and 35/74.
- 5 主として, *Wirtschaft und Statistik*, 10/72 and 12/72.
- 6 所得の定義では, 贈与と現物所得が入れられているが, 「貨幣所得」とよばれている。
- 7 世帯主と同居している家事使用人は, 3人以下であれば同一世帯に属するものとされて  
いる。
- 8 この資料についての詳しい検討は, Royal Commission on the Distribution of Income and Wealth. Report No. 1, "Initial Report on the Standing Reference", HMSO, 1975.  
で行われている。
- 9 いわゆる "Blue Book" である。
- 10 1929年から1963年までの古い期間をカバーしているデータは, 現在のデータと  
は完全な対比はできない。

( 完 )